院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール合意書

社会福祉法人恩賜財団 済生会支部静岡県済生会 静岡済生会総合病院（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意する。なお、乙での運用においては、患者が不利益とならないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」（別紙）に挙げる疑義照会不要項目については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

（参考：薬剤師法第23条）

（1）薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない

（2）薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

1. 運用開始について

　20　　年　　月　　日から運用を開始する。

1. 合意の解除及び内容変更について

最新の「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」は、当院のホームページ等を確認する。プロトコール内容の変更時に新たな合意書の締結は行わず、両者から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとして、取り扱う。

合意解除については、必要時に協議を行うこととする。

この合意を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

以上

20　　年　　月　　日

甲　住所　　静岡県静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号

名称　　社会福祉法人恩賜財団 済生会支部静岡県済生会

静岡済生会総合病院

代表者　院長　岡本 好史　　　　　　印

乙　住所

名称

代表者　 　　　　　　　　　　　　　印

登録番号：